

琉球大学学術リポジトリ

沖縄返還・請求権個別案件

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43693

(1) 漁業補償請求の原因(理由書)

10

10

10

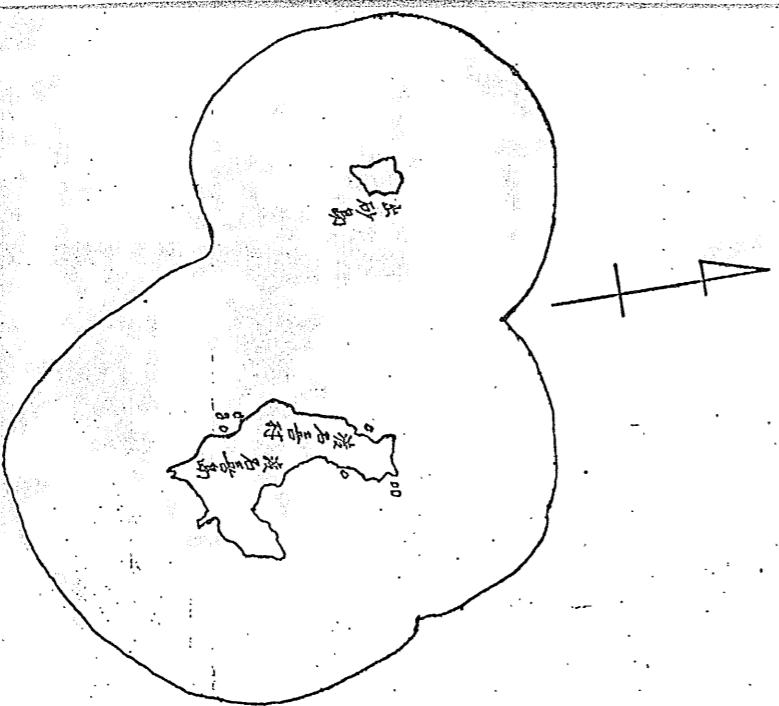
10

別添録 2

漁業権償還請求の原因（理由書）

渡名喜漁業協同組合

本村漁業の中心である入砂島及び鳥島が米軍の焼夷演習によつて壊る被害は甚大なものがあつた。漁業は戦前より村経済の基盤をなし、年々発展を遂げ常に漁業立村の政策を主軸に村経済の振興を圖つてきました。両島の演習地接収により半証の置の広範囲に亘る立入禁止区域が設定されたため、漁民生活に重大な問題を提起し、漁獲量において約70%の減収を余儀なくされてゐる現状でありまして将来の漁業経営は全く暗黒たるものがあります。従ひまして漁業から振興し他村へ職を求めて転出する漁民は年々増加する傾向であります。村人口の半数以上が漁民である当村におきましては、漁業の衰微は誠に重大な死活問題でありますので、漁業船地域への立入制限に伴う損害については当然適正な補償がなされるべきであります。



漁場ノ位置
 沖繩県島尻郡渡名喜村地先
 漁場区域 渡名喜島及出砂島ノ最大高潮時海
 ト岸線ト同線ヨリ沖合式千參百メ一
 ノ線トニ依リテ囲マレタル区域
 専用漁業漁場図
 縮尺 五万分の一

別添第 2

漁業補償請求原因 (理由書)

仲里漁業協同組合

別紙の図面に表示されているように久米島の北方約15マイルの地点に鳥島という小島があるが、当該小島を取巻く周囲の海は岩礁多くして魚類の生棲にとつて最適な漁場である。潮流に乗つて多くの魚類がこの漁場に寄りつき、そこに生棲し、産卵して繁殖していく。従つてこの漁場は私たち組合にとつて中心的な漁場であつて、多くの漁民はこの漁場を生活の場としてきたのである。そして当組合の総漁獲量の70パーセン余はこの漁場から得ていたのであつて、組合の運営も大変良好であつた。

ところが1951年10月17日以降はこの漁場が米軍の突撃射撃演習に指定され、すべての漁船の操業が禁止又は制限されたために、漁場での漁業が不可能になり、漁民にとつては生活の場が失われた状態となつて組合の経営は衰退するばかりである。殊に突撃の水中爆発によつて漁業は破壊され、魚類が全く寄りつかなくなつた。私たち漁民としてはなんとか他に漁場を求めよう努力はしているが、久米島近海には、鳥島の漁場に代るべき好漁場がなく、漁民は生計が立たなくなつて他の職種に転業する者が続出し、組合経営は不振をたどるばかりである。

米軍の演習があつて以来鳥島周辺の漁場において漁業ができなくなり、私たちの組合としては多大の損害を被つているので、1952年4月28日(対日平和条約発効の日)以降損害に対する補償を請求するものである。

専用漁業漁場図 縮尺20万分の1

漁場の位置

沖縄県島尻郡仲里村地先

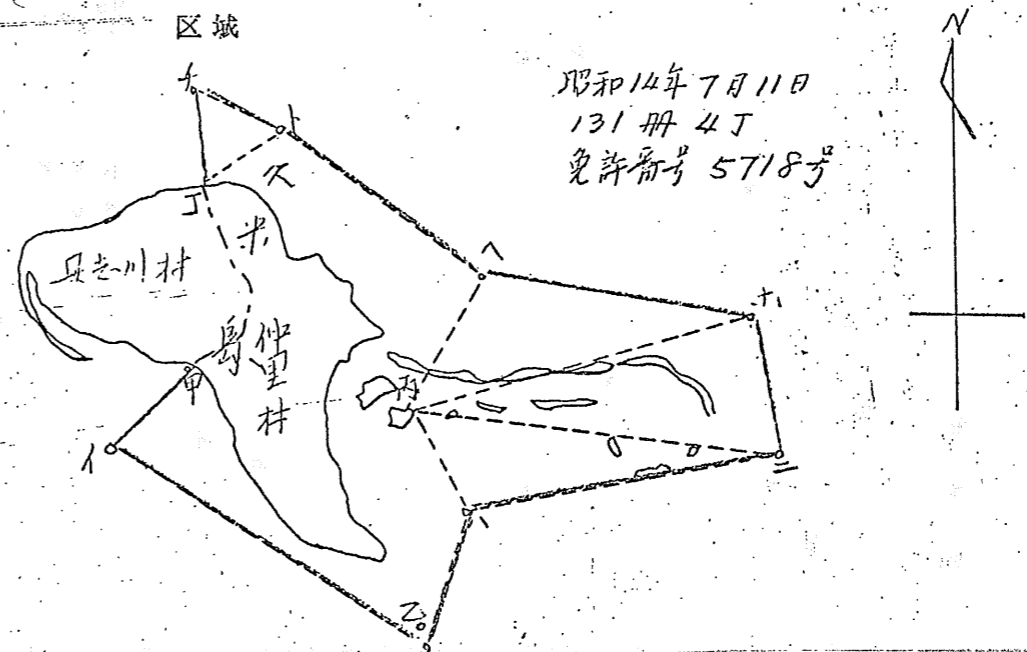
点の位置

- 基点 甲 具志川村字嘉手苺 界
 仲里村字儀間
 乙 トンベル岩頂上
 丙 オーハ島南東端
 丁 仲里村字宇江城 界
 具志川村字仲村渠

- イ、甲より230度3', 600米の処
 ロ、乙より180度, 500米の処
 ハ、丙より149度3', 800米の処
 ニ、丙より88度10', 200米の処
 ホ、丙より66度30分10', 200米の処
 ヘ、丙より10度4', 700米の処
 ト、丁より25度3', 800米の処
 チ、丁より340度3', 600米の処

漁場区域

甲イ、イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホヘ、ヘト、トチ、チ丁の9直線と最大高潮時海岸線とに依りて囲まれた区域



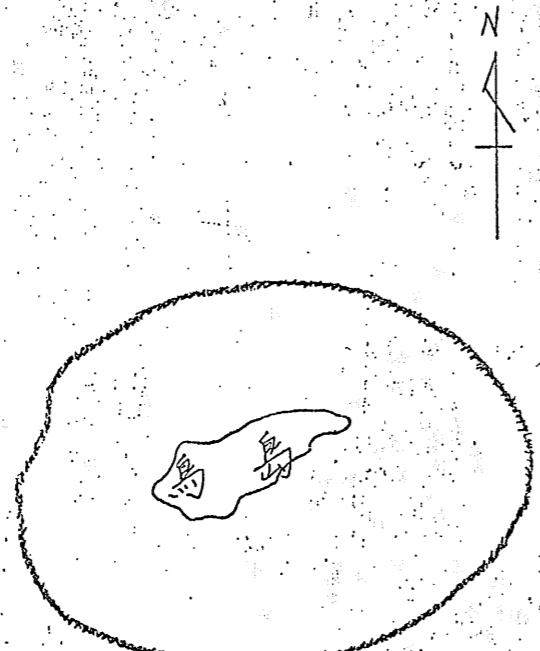
専用漁業漁場図 縮尺 5 万分の 1

漁場の位置

神奈川県尻郡中里村宇江城小字島島地先

漁場区域

最大高潮時海岸線と同線より沖合 1,500メートル
の線とに依りて囲まれたる区域



昭和 14 年 7 月 27 日

131 冊 6 丁

免許番号 5720 号

別添第 8

漁業補償請求の原因 (理由書)

伊江漁業協同組合

私達の伊江漁業協同組合は戦前は漁業経営の面において全疏漁業協同組合のトップを行く優秀な組合でありましたが別紙図面表示の海域が 1947 年に米軍によつて永久立入禁止区域に指定されていますが、当該海域は当組合の最もよい漁場であり立入禁止のため当該海域への漁船の操業は全面的に禁止され、当該海域からの漁獲は皆無に均しい状態であります。

なお、常時米軍機による^{射撃}実弾演習が行われているため、良好な漁獲が悉く破壊され、魚類は死滅し、漁獲資源は壊滅し、漁場は荒廃するばかりであります。なお、実弾の水中爆発時の音響により魚類は飛散し、寄りつかない状態であつて、漁獲数量の減少の大きな根源をなしています。そのために、私達の組合としては遠距離への漁場変更を余儀なくされ、そのために莫大な経費増となつて組合運営は愈々苦しくなつてくるばかりであります。

沿岸水域の漁獲数量の減少及び遠距離水域への漁場変更等があつて漁民の生活は益々苦しくなるばかりであり、そのために離漁者が続出し、組合経営は愈々貧窮の度を増すばかりであります。何卒そ以上の要旨を御覧察下さいまして適正な補償をして下さるようお願いいたします。

專用漁業漁場図 縮尺二十万分の一

漁場の位置

沖縄県国頭郡伊江村地先

点の位置

基点 甲 伊江村字東江前浜崎

乙 同村字東江上ガタ崎

丙 同村字西江前茅毛原登台

イ、甲より六〇度三、四〇〇メートルの処

ロ、乙より零度三、〇〇〇メートルの処

ハ、丙より三〇六度一万五千メートルの処

ニ、丙より二二二度一万二千メートルの処

ホ、甲より一五一度三千メートルの処

漁場の位置

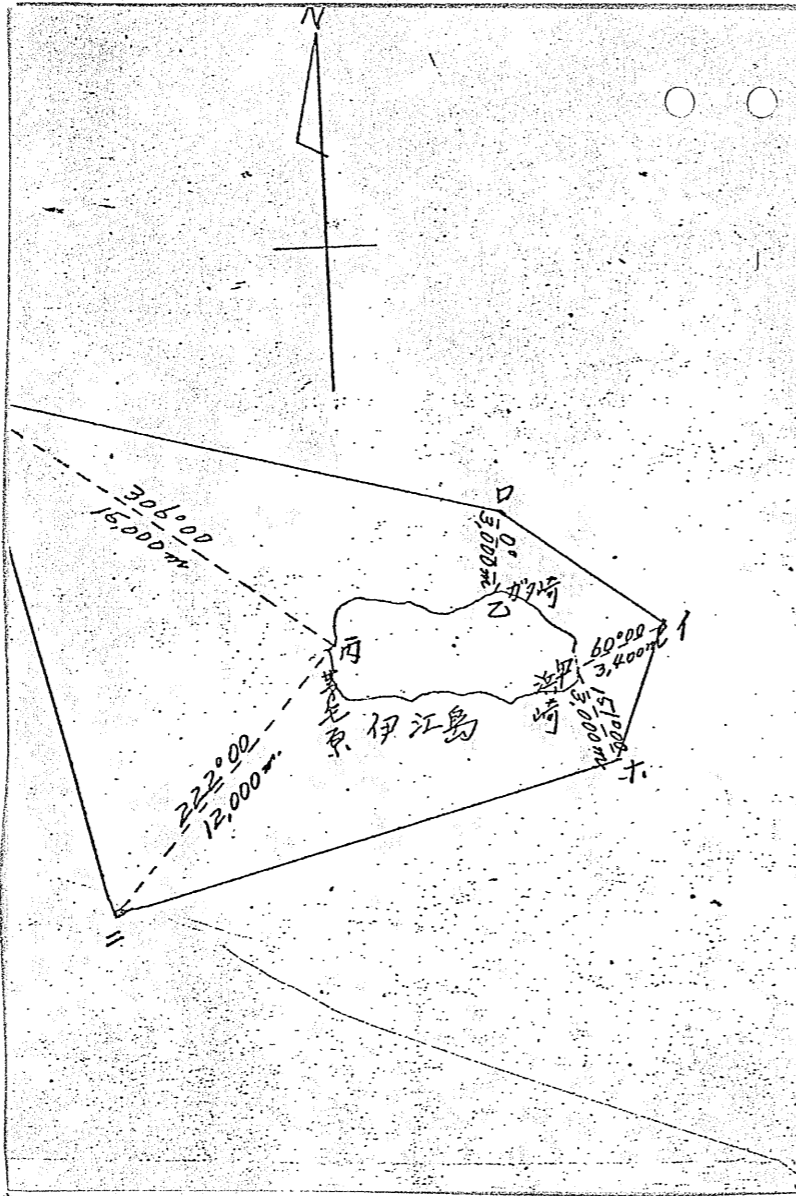
イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホイの五直線と最大高

潮時海岸線に依りて囲まれたる区域

昭和十一年六月三日免許

一二三冊 三二丁

五五二五号



別添第 2

漁業補償請求の原因（理由書）

勝速漁業協同組合

当組合は、戦前における平敷屋、牟登、浜比嘉の漁業組合を戦後経営の合理化を図るため三組合を統一し、現在の勝速漁業協同組合を組織したのであります。戦前は海岸を以て漁場として他から侵入されないよう法律によつて保護され、且つ権利売買の対象となり、いわゆる農民の田畑と同様に漁民の財産の一つとして、その権利は継承されていた。しかしながら当組合が唯一の専用漁場としているホワイトビーチ一帯が米軍艦の出入港となり、特に港湾中央の漁礁（俗称ヒラシ）に時限灯台がたてられ、漁民の出入りが禁止されたため、又浮島原の上陸演習や松田を起点とする射撃演習により漁場への立入を制限されたため漁獲量が著しく減少し、漁業の不振を来して

○ いる。このことはすべて米軍により漁場への立入が禁止又は制限されてい

○ ることに起因するものである。

よつて漁業権侵害による当然の補償がなされるべきであると思料する。

専用漁業場図

縮尺 五万分の一
海岸線は最大高潮時海岸線とす

漁場の位置

沖繩中頭郡勝連村字平敷屋地先
点の位置

基点

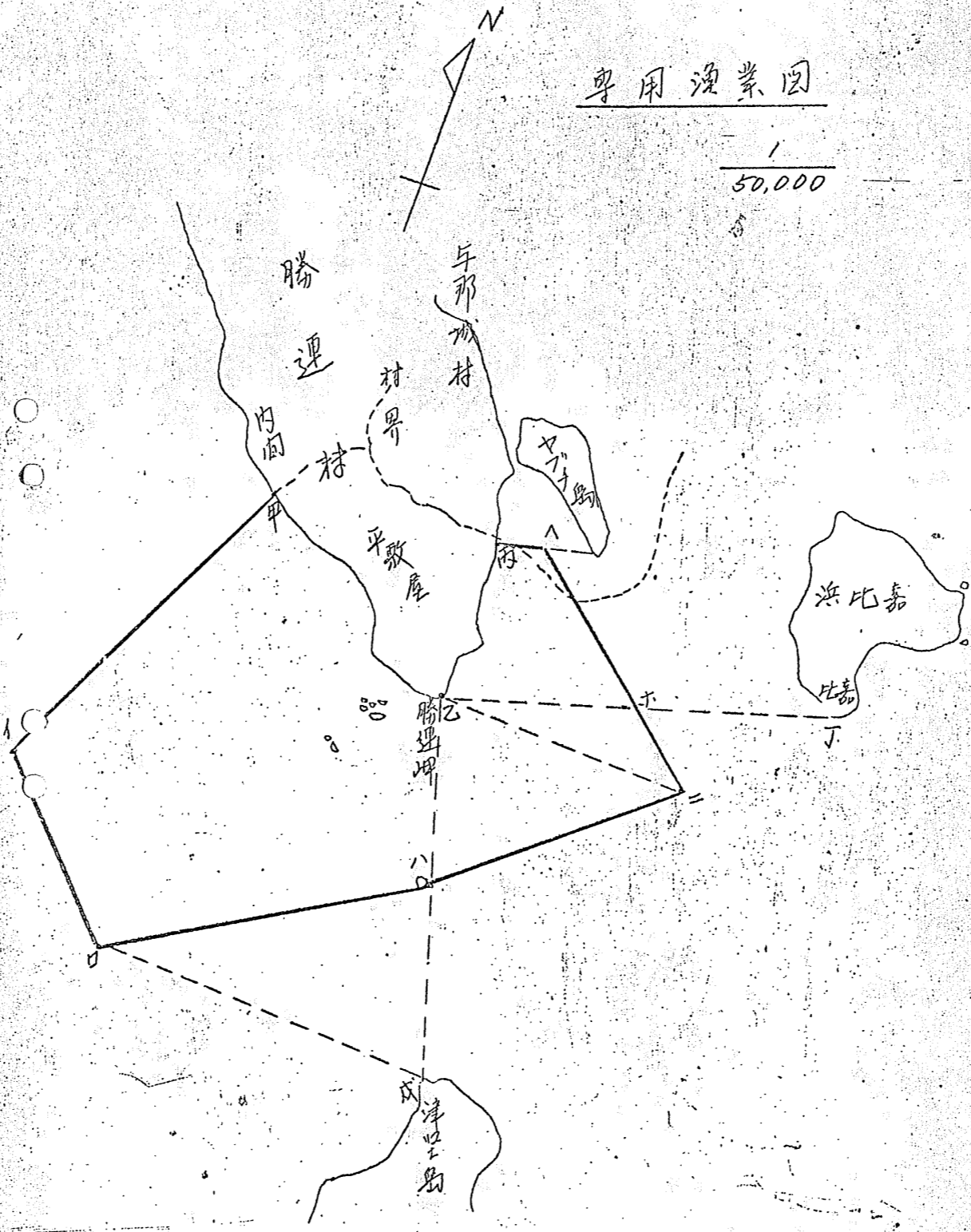
- 甲 勝連村字内間字平敷屋界
- 乙 同村字平敷屋 勝連崎東端
- 丙 勝連村 与那城村界
- 丁 勝連村字比嘉、ヒラツカ頂上
- 戊 同村字津堅ヒガサキ
- イ 甲より島尻郡知念村見通線上
三七〇四「メートル」の処
- ロ 戊より二七〇度三一〇四「メートル」の処
- ハ 戊より勝連崎南端見通線上高海岸線の中央
- ニ 乙より九〇度二七七八「メートル」の処
- ホ 乙、丁直線上両海岸線の中央
- ヘ 丙よりヤブケ島南端見通線上両海岸線中央

漁場区域

甲イ、イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホヘ、ヘ丙の七直線と海岸線とに依りて囲まれたる区域。

專用漁業圖

1 / 50,000



距離は、各地点間の最短距離である。

測量の位置
点の位置

甲 乙 丙 丁 戊 己 庚 辛 壬 癸

測量点の位置
同村字比良平島頂上
同村字加地
同村字比良平島頂上
同村字比良平島頂上
同村字比良平島頂上
同村字比良平島頂上
同村字比良平島頂上
同村字比良平島頂上
同村字比良平島頂上

甲より一〇四六八〇メートルの距離
甲より七二五五五六メートルの距離
甲より七二五三三〇メートルの距離

平安島の各点と北緯線との最近
点の中央

長より一八〇九〇メートル九

乙より一八〇九〇メートル九

丙より一八〇九〇メートル九

丁より一八〇九〇メートル九

戊より一八〇九〇メートル九

己より一八〇九〇メートル九

庚より一八〇九〇メートル九

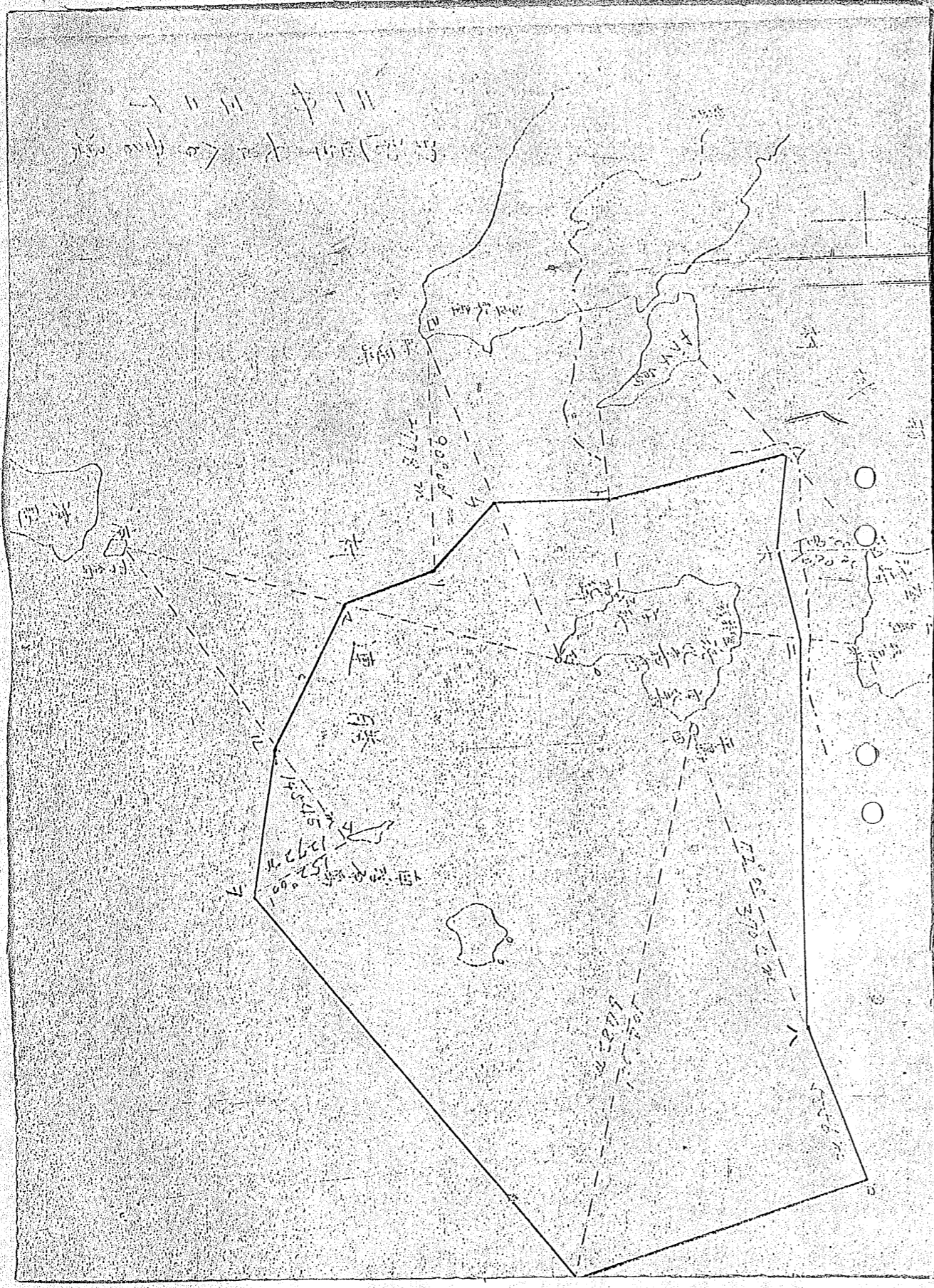
辛より一八〇九〇メートル九

壬より一八〇九〇メートル九

癸より一八〇九〇メートル九

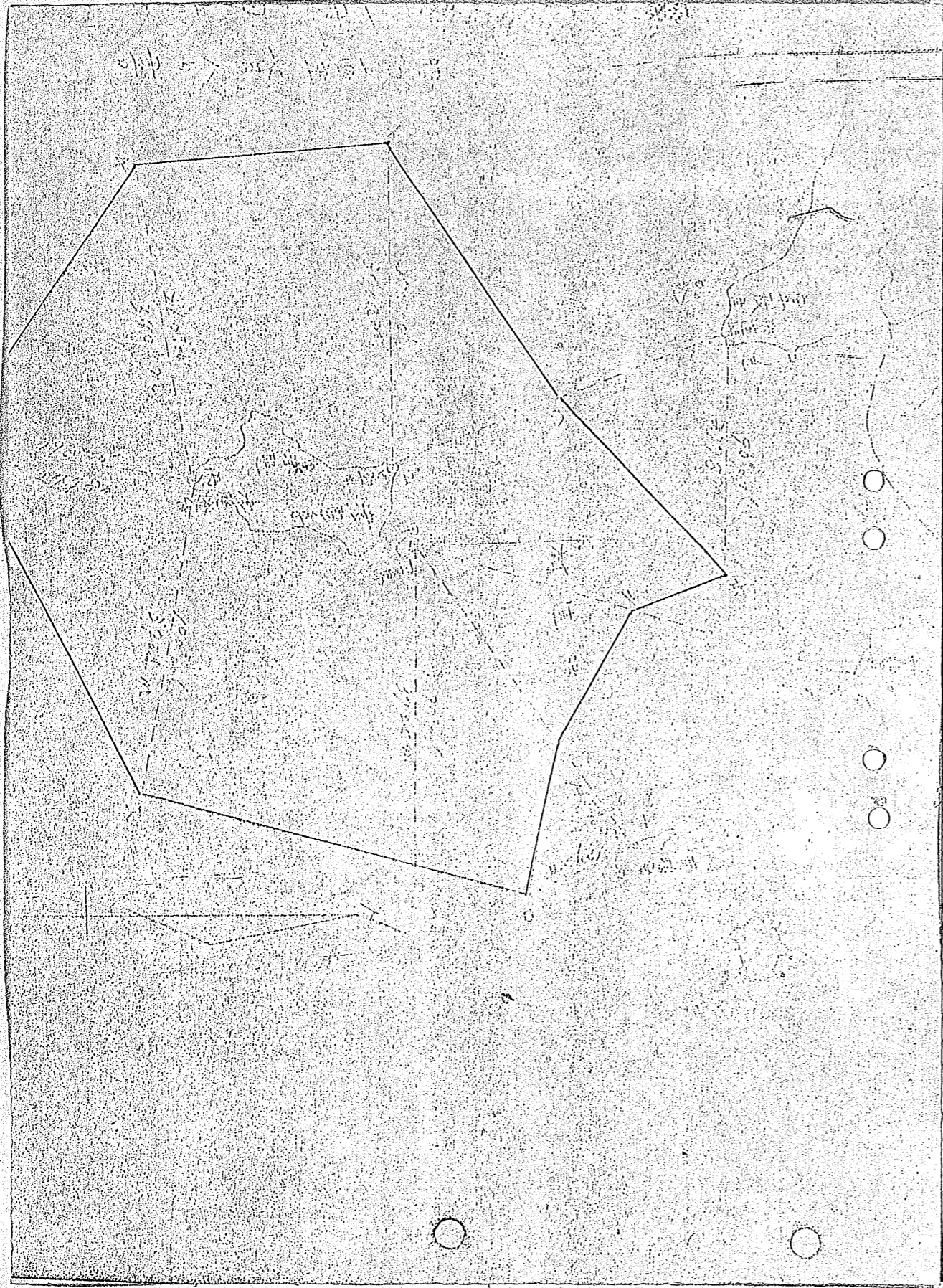
測量点

甲より一八〇九〇メートル九
乙より一八〇九〇メートル九
丙より一八〇九〇メートル九
丁より一八〇九〇メートル九
戊より一八〇九〇メートル九
己より一八〇九〇メートル九
庚より一八〇九〇メートル九
辛より一八〇九〇メートル九
壬より一八〇九〇メートル九
癸より一八〇九〇メートル九



測量点の位置

連角



1. 測量
 2. 測量
 3. 測量
 4. 測量
 5. 測量
 6. 測量
 7. 測量
 8. 測量
 9. 測量
 10. 測量
 11. 測量
 12. 測量
 13. 測量
 14. 測量
 15. 測量
 16. 測量
 17. 測量
 18. 測量
 19. 測量
 20. 測量
 21. 測量
 22. 測量
 23. 測量
 24. 測量
 25. 測量
 26. 測量
 27. 測量
 28. 測量
 29. 測量
 30. 測量
 31. 測量
 32. 測量
 33. 測量
 34. 測量
 35. 測量
 36. 測量
 37. 測量
 38. 測量
 39. 測量
 40. 測量
 41. 測量
 42. 測量
 43. 測量
 44. 測量
 45. 測量
 46. 測量
 47. 測量
 48. 測量
 49. 測量
 50. 測量

北谷漁業協同組合

北谷漁業協同組合は戦前全琉の漁業協同組合の中で最も優秀な組合でありました。沿岸漁場にはカツオの餌料としての魚種が多く、その上魚族の生殖に適した漁場が多く天恵の利を占めた好漁場を控えて漁業経営も大変順調にいつていました。

1、ところが当該漁場が米合衆国軍隊の使用するところとなり、立入禁止区域に指定されたため、当組合の漁業経営は全く不振に陥つた。

2、沿岸一帯が荒廃し、草木がなくなつたため魚族が寄りつかなくなつた。

3、軍施設内からの3本の下水道が当該漁場内に入り込み、この下水道から流出する汚水のため魚族は死滅し、生きている魚族も食用に供されなくなつた。

4、沿岸にある飛行場工事のため漁場が掘下げられて深くなつたため漁網の浮設が不可能となり、そのため網漁業が不可能になつた。

5、沿岸一帯に射撃場が設置され、射撃演習の都度飛弾が漁場に流れこんでくるため、危険で操業が不可能な状態にある。

6、当漁場は大部分が漁業権が設定されているが、上記の理由により、漁業権の行使が不可能な現状である。

第壹種共同漁業漁場図 縮尺百万分の壹

免許番号 共同第貳拾壹号
 漁場の位置 北谷村地先

点の位置

基点甲 北谷村長浜 舟湯場

乙 野田千原崎 小岩

補点 A 基点甲より参百二拾五度貳拾九分貳拾秒
 千九百四拾五米のところ(砂辺前縮)

- 点イ 基点甲より貳百貳拾四度参拾壹分九百六拾米の処
- ロ 補点Aより貳百壹度拾分貳千四百八拾米の処
- ハ 基点甲より貳百六拾九度五拾分参千四百四拾九米の処
- ニ 基点乙より貳百五拾度拾分千七百拾貳米の処

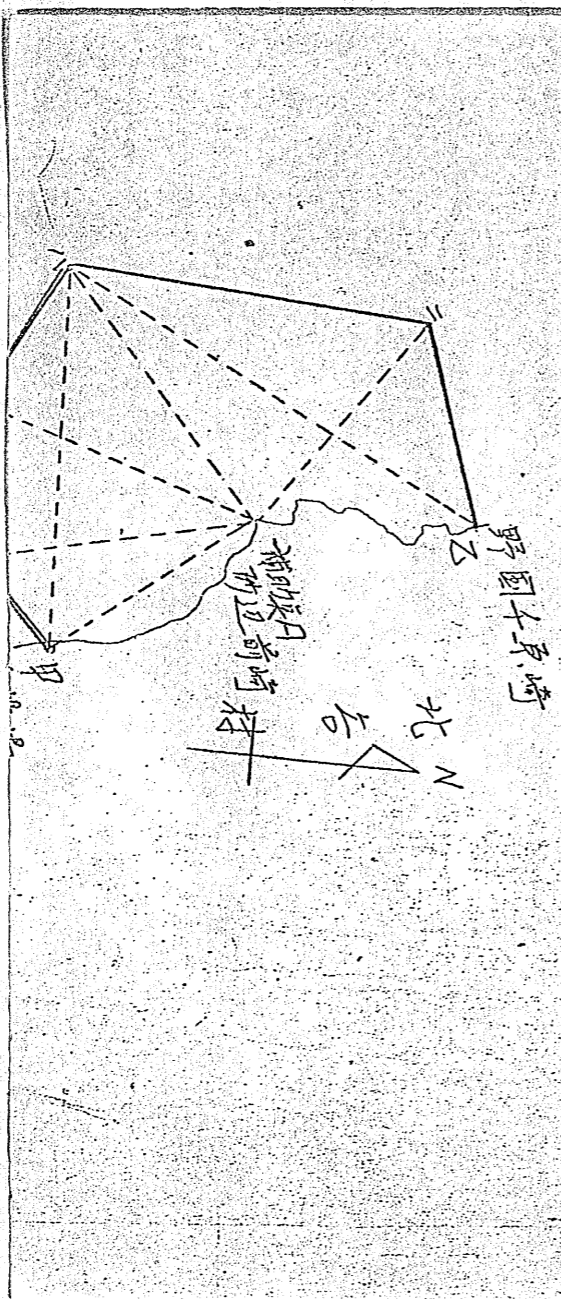
場の区域

基点甲イ、イロ、ロハ、ハニ、ニを結ぶ五直線と最大高潮時海岸線とにより囲まれた水域

漁業種者

北谷村漁業協同組合

一九五八年十一月二十八日登録済



漁業補償請求の原因（理由書）

石川漁業協同組合

石川漁業協同組合は1952年2月5日に旧組織の石川水産組合の改称によりその組合員を受けつぎ組織の強化と設備の充実を計つて事業を拡大し、今日に至つたのでありますが、当初の計画に反し、米軍の演習等により予定通りの事業遂行がならず操業区域の制限、演習時の操業禁止等組合員の稼働は著しく収入の漸減が余儀なくされ、組合員の困憊は目に余るものがあります。

当組合の漁場は内海漁として、具志川村宇盛岬より東に与那城村宮城島、伊計島の線より金武岬を結ぶ地域で、近海漁として、金武岬より伊計島の間を通過して外海に出て操業するのを常として営まれて来たわけですが、この地域は特に近年米軍の演習が頻りに行われ、そのために操業の制限と禁止が都度々指達され、当組合をして事業不振に追込み今日では組合員より脱落する者もあり将来が憂慮されるに至りました。

- 1、演習のため出漁が平年時と比較して半減したこと。
- 2、金武村銀原、松田の演習時においては近海漁業のため外海への漁船の通過も不可能となる。
- 3、金武銀原松田方面の漁場は突撃射撃演習のため殆んどの廻遊漁船が減少し操業も危険であること。
- 4、天願油陸揚地域の油船の出入港の碇泊等のため底遊網漁業、ナイロン刺網漁業が不可能となつたこと。
- 5、石川ビーチ海水浴場にて発する海上スキー等の快速艇によりナイロン刺網、延子網等が切斷され損害を受けるため浮網出来ないこと。
- 6、水陸両用戦車の上陸海底爆破演習等のため金武村浜田方面海底の漁船が沈没したこと。

共同漁業漁場図
縮尺六万七千五百分の倍

免許番号
共同第二十号

漁場の位置
沖繩郡萬金武湾（石川湾）

基点
基点甲天願橋より式百五拾米西方のところ
基点乙カン川（伊表）より式百五拾米東方のところ

漁場の区域

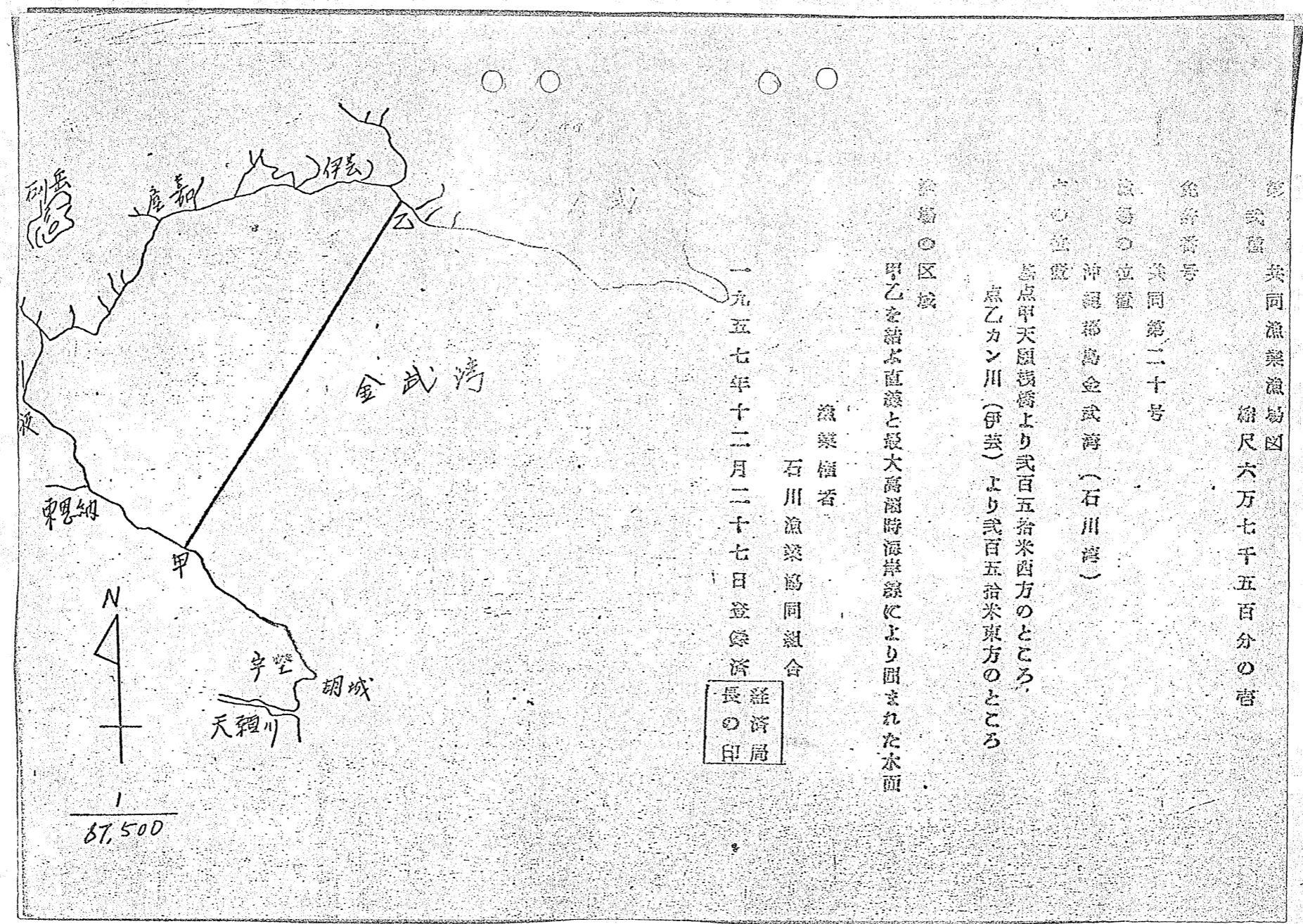
甲乙を結ぶ直線と最大高潮時海岸線により囲まれた水面

漁業権者

石川漁業協同組合

一九五七年十二月二十七日登録済

経済局
長の印



漁業補償請求原因（理由書）

名瀬漁業協同組合

恩納村、読谷村、北谷村及び伊江村地先漁場は、戦前当組合員の最良なる水産物漁場として、昭和2年12月12日並びに昭和11年6月3日漁業権を設定し、漁獲高もかなりの好成績をあげておりましたが、戦後波瀾海域、伊江島海域、烏島海域が米軍による射撃演習地域として、1951年10月1日並びに1955年7月12日より立入を制限又は禁止がなされたため、漁獲高が著しく減少し漁民に漁業経営上莫大な損失を与えております。

漁民の唯一の生活基盤である漁場が、米軍の演習により立入が出来ず、止むを得ず、他の漁場を求めて漁業を営んでおりますが、漁獲高は立入禁止前のそれと比較して著しい減少を示しており、そのため等瀬漁民の経済は甚だに低下し、生活の一端を切りつつあることな、本町水産業の発展上誠に憂慮に堪えないところであります。

よつて、当組合は米軍の演習によつて生じているこれらの損失は、早急に補償されるべきであると信じ、別紙のとおり補償の請求を断るものであります。

漁業補償請求原因（理由書）

座間味漁業組合

本村は沖縄本島の商業貿易の中心地那覇の西方25哩に散在する拾余数の孤島より一村を形勢され村の産業も自然の地理的条件からして近海には鰹の餌が多く、しかも漁場に最も近く水耕の供給が容易であり、又沖縄でも有名な避難港阿波の浦を有し各部落に立派な漁港を擁し、又鰹釣漁業は全琉の鰹釣漁業を今日たらしめた有史をもつ発祥の地として年を追つて発展し、村経済の大半は鰹漁業で占め村民の唯一の生活源であります。この鰹釣漁業も他の漁業と同様釣場の多寡如何によつて漁獲を大きく左右するものであります。51年10月アメリカ合衆国軍隊による爆撃演習地に烏島及び入砂島が指定され、従つて両島の5哩の水域が立入禁止となりました。入砂は本村の北西15哩烏島は北西35哩の地点で私達の最も近い主なる漁場であり、演習対象水域として指定されて以来、漁獲量も平年の70%の減収を余儀なくされている現状であります。よつて漁業のみ生活を維持することの出来る漁民を始め全住民にとつては、このような現状が継続的且つ永久的なものであるとを思ふ時、漁業者の将来は全く暗澹たるものがあります。

よつて、同海域の漁業の禁止による損害に対する補償がなされるべきと思料し、訴願を提起するものである。

（別添第2）

漁業補償請求原因(理由書)

与那原漁業組合

与那原町漁業協同組合所属の漁船は沖大取島(ラサ島)附近一帯の沖合を主要漁場として、まぐろ延縄漁業を営んできたが1956年3月20日米陸軍の演習地域として指定され、立入禁止となつた。その外に赤尾島、喜屋武御沖、イクン島(尖閣列島)もよい漁場であつたが、その3カ所の漁場も演習地域に指定されて立入禁止となつた。それで演習地域指定に伴つて漁場を失ひ漁民は途方にくれ、苦幹が続いたが、演習地域以外の新しい漁場を探し求め、操業は続け、現在に至つている。主要漁場を失つたため、漁獲高は減少し、転職者も相当出したが漁民の生活は苦しくなり、他の漁業収入と比較して低く、漁業経営上直接、間接に莫大な損害を蒙つている。

よつて、米国合衆国は土地に対する補償と同様に適正な補償がなされるべきと恩料し、訴訟を提起する。

漁業補償請求原因(理由書)

渡嘉敷漁業組合

1950年7月より、開始されたミサイル基地架橋工事の為(港内における爆破作業及び基地工事)に切崩された土砂の流出等により、本漁業協会の漁業権を有する漁場に於ける鯉の飼料、其の他の魚類、貝類に多大な被害を蒙つた。

それゆゑに鯉漁業、採貝業、其の他の雑漁業の経営が困難となり、次第に漁業が不振に陥るばかりである。

よつて、1950年7月以降の損害に対する補償を請求するものである。

記

- 1、ミサイル基地工事により、港内に土砂が1メートル以上も流入し干潮時に於いて伝馬船への乗降や鯉、鮮魚の搬上り上げ等が困難である。
- 2、架橋工事によりサンゴ礁が平均に地盤され、漁船の碇留の固定場所がなくなり、台風時には船の係留が出来なくなつた。
- 3、北防波堤は爆破作業により亀裂を生じ、台風時には危険な状態である。
- 4、南北防波堤の内外4、5ヶ所に鯉、飼料テンジクダイ其の他の自然漁業があつて毎年5,000ト以上の飼料、其の他の魚類を補給していたが工事により魚獲が寄り着かなくなつた。
- 5、海人草、貝類の繁殖をなし、相当繁殖していたが土砂流入により全く生殖していない。

(別添第2)

第壹程兵回源之渡場圖

荒行卷号

天國系試檢貳号

源場之位置 渡場致付渡務致也先

一九六〇年八月九日 登錄簿(五)行

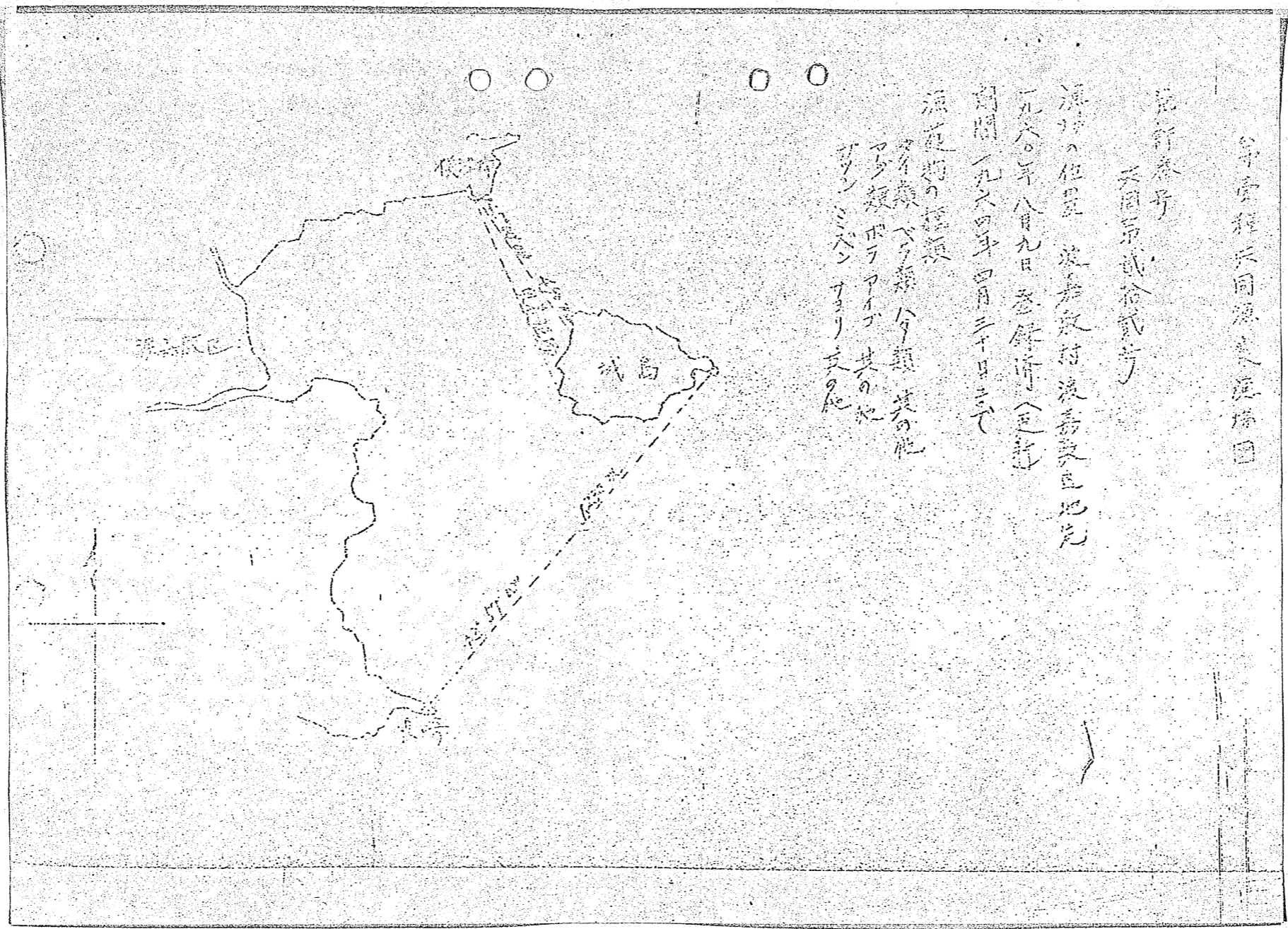
期間一九六四年四月三十日まで

源場之種類

タノ森、ベラ森、今類、其の他

アノ類、ハラ、アイ、其の他

オノ、ミハシ、オヨリ、其の他



別添第2

漁業補償請求の原因（理由書）

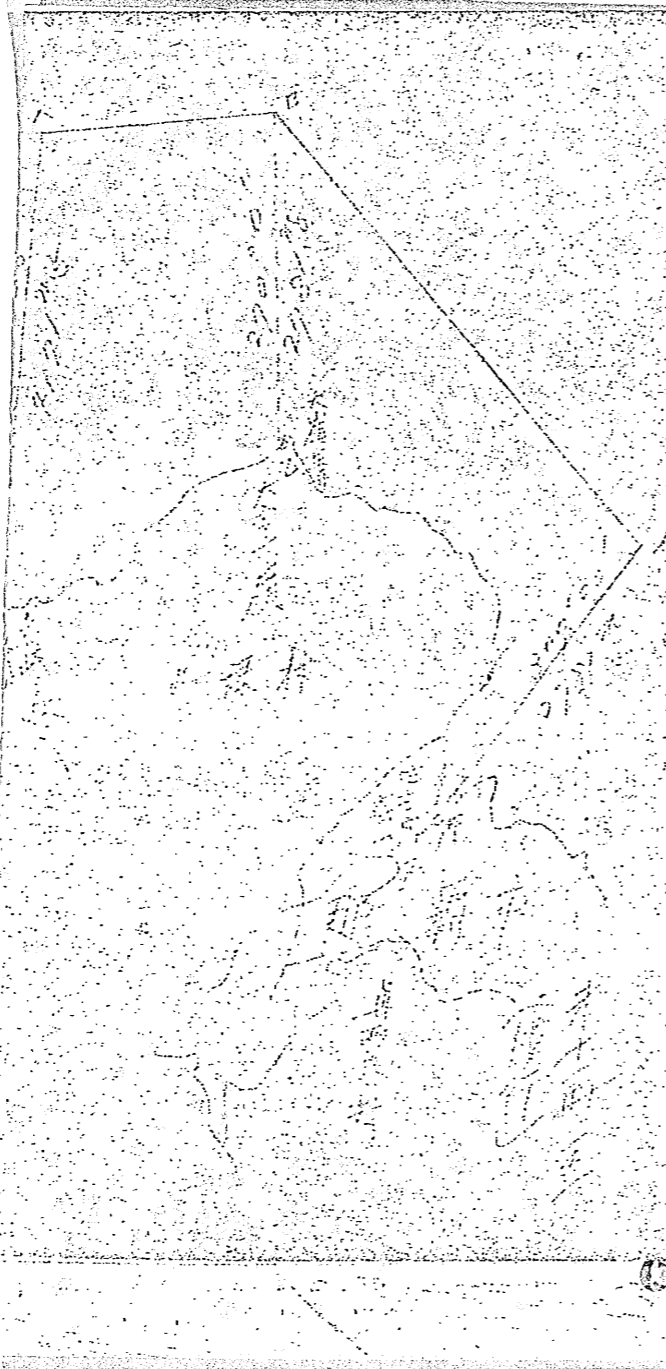
小禄漁業組合

小禄漁業協同組合は戦前より小禄飛行場海岸一帯の本郷字大嶺の組合であり、従つて組合員も同字の者である。大嶺海岸は遠海で珊瑚礁に囲まれ沿岸漁場として実に恵まれた漁獲豊かな漁場であつた。

此の沿岸に別添の通り漁業権を有し漁業者等は終戦と同時に引舟を建造し沿岸漁業再建に立ちあがつたのである。

しかるに、米国民政府の相欠ぐ漁場規制により組合は操業が困難となり潰滅の状態に迫られ組合員は困惑している実情である。

よつて、米合衆国は土地に対する補償と同様に漁場を規制した日より適正な補償がなされるべきだと思料し、別添の通り補償の請求を訴えるものである。



常用浸糸浸湯図 縮尺 50000分の1

浸湯位置
 沖籠 東 御新市 佐野町 又 三ノ上 小原 江見 成江
 界に至る間の地帯

浸湯位置
 同 同 同
 御新市 佐野町 又 三ノ上
 小原 江見 成江
 界 (赤崎 森)

三ノ上より 307°0' 2.721(公) 9尺
 江見より 270°0' 2.781(公) 4尺
 小原より 276°35' 4.771(公) 5尺

浸湯位置
 早水 江見 小原 成江 界 同 同 同
 最大高潮時海産線とによりて同 38尺

昭和二年五月廿日更新

漁業補償請求原因（理由書）

久米島具志川漁業組合

久米島の北方約15マイルの地点にある鳥島の附近の水域は岩礁多くして魚類の生棲にとって最適な漁場である。潮流に乗って多くの魚類がこの漁場に寄りつき、ここに生棲し、産卵して繁殖していく。従つてこの漁場は私たち漁民にとって中心的な漁場であり、生活の場である。ところが1951年10月17日以降はこの漁場が米軍の実弾射撃演習に指定され、すべての漁船の操業が禁止又は制限されたために、漁場での操業が不可能になり、漁民にとっては生活の場が失われた状態となつている。その為漁民は生計が立たなくなり、他の職業に転業する者が続出し、漁業がますます不振をきたさざるばかりである。

米軍の演習があつて以来、鳥島周辺の漁場において漁業ができなくなり、私たち漁民は多大の損害を被つているので、1952年4月28日（対日平和条約発効の日）以降損害に対する補償を請求するものである。

漁業補償請求原因（理由書）

本部町漁業組合

米軍による残波岬並びに伊江島における爆撃演習の為に航行禁止になつた同水域は本部漁民にとって最上の漁場であり、この漁場の利用価値は全漁獲高の45%~50%を常に示していた事実からみて本部漁民の家つた損害は実に多大のものである。

この漁場で操業が出来なくなつた為漁獲の減少は勿論これに変わる漁場は近くに無く遠く伊平屋水域や与論島近くの漁場を対照として操業を続けてきたが操業経費の割増と漁獲高の減少は漁民最底の生活も維持出来ない状態である。

漁民の大半は他の職業に転じ現在動力漁船（5吨以上）6隻割舟60隻がかりうじて操業を続けている現状である。

よつて、1951年10月以降損害に対する補償を請求するものである。

漁業補償請求原因（理由書）

美里漁業協同組合

当組合は戦前の泡瀬漁業組合が戦後漁業法改正等により現在の美里村漁業協同組合となつたものであります。

当組合には戦前から漁業権が設定され、漁民の財産として法的に保護されていたのである。特に美里村後原地先（俗称テーナガシ）内池瀬及び東泡瀬地先は遠込網漁業、建干網漁業、地曳網漁業及び底延縄漁業の漁場として、漁民の生活の場として利用され、中部地区の漁業の中心となり、鮮魚のセリ市場としても栄えていた。

しかし、戦後上記の漁場に米軍の通信隊が設置されたため、地先の漁場に立入禁止又は操業の制限が加えられ、又ホワイトビーチの軍港からの廃油の流入、及び軍艦の出入港に伴う騒音等により、同漁場への魚の集集が激減し、現在漁業価値を失なつてしまつてゐる状態であります。

従つて、当組合は現在漁場が非常に狭められ、漁業は零細化し、経営も非常に苦しくなつてゐる現状であり、早急に漁業の復活、新漁場の開発等によつて漁業を立て直すことが要求されている。

よつて、漁業補償等による被害の補償がなされるべきであると思料し、併記に記すものである。



專用漁業漁場圖

圖尺五〇分

漁場位置

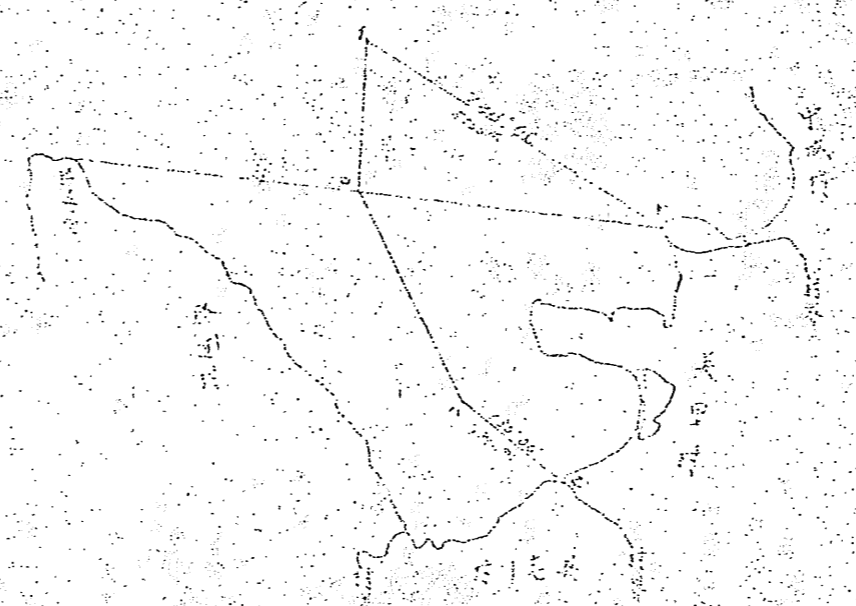
沖繩縣中環部美里町地誌

五、位置

甲 中環部
乙 美里町

一、概況

一、漁場の位置は、中環部美里町にあり、面積は約一〇〇ヘクタールである。



漁業補償請求原因（理由書）

玉城三郎外3名

私達は昭和16年1月26日玉城三郎外3名で漁業経営体を組織して我部政治の所有する漁業権（請求対象となっている漁業権）を売買により取得し、漁業を営んでいた。しかも同漁業権は物件としてその権利はその後も承継されていたのである。

特に那覇市波ノ上及び安謝地先海域は筵干網、追込網漁業の沿岸漁場として私達の生活の場としても又消費市場那覇市をひかえて栄えていたのである。

しかしながら同海域が1955年3月16日布令144号により接収され永久船舶航行地域となり、操業はできなくなつた為現在は糸満港を根拠地として操業しているが、漁業権設定地域を失つているため、船地替えの出漁料の支払いもあり経営が苦しく、業態が縮小して細々と生計を営んでいる現状である。

こつて、1952年4月28日より同海域の漁業の禁止による損害に対する補償をなすべきであると思料し、訴訟を提起するものである。

（別添第2）

昭和拾四年七月拾壹日書換
 弟拾八冊式拾八丁
 專用漁業漁場図 縮尺五万分の一

漁場の位置

沖繩縣島尻郡真和志村人殺岩より那覇市波上宮に至る間の地誌

養の位置

基莫甲 真和志村人殺岩

同 乙 那覇市波上宮

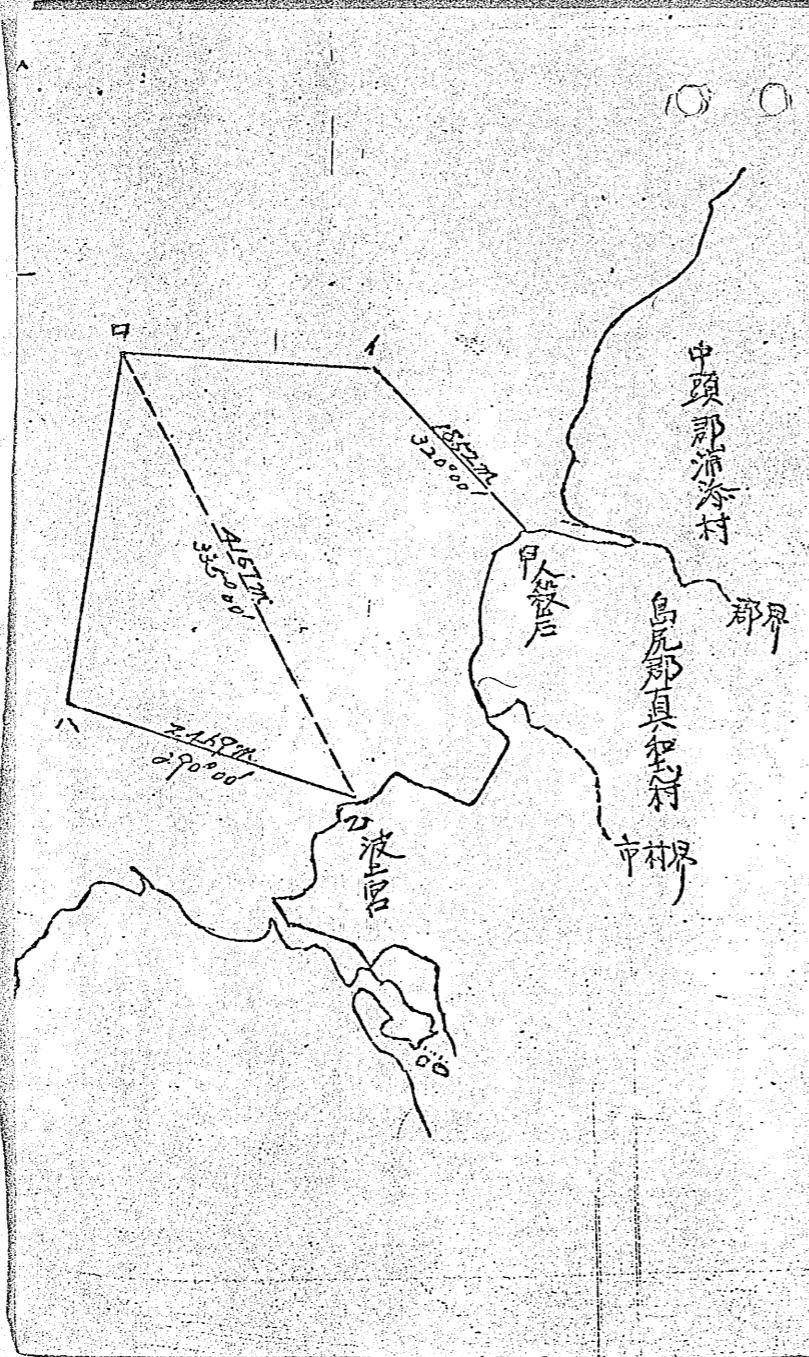
イ 甲より養百式拾度千八百五拾式米の処

ロ 乙より養百拾五度四千六百六拾七米の処

ハ 乙より養百九拾度式千四百六拾九米の処

漁場區域

甲イ、イロ、ロハ、ハ乙の四直線一最至高潮時海岸線と圍
 まれたる區域



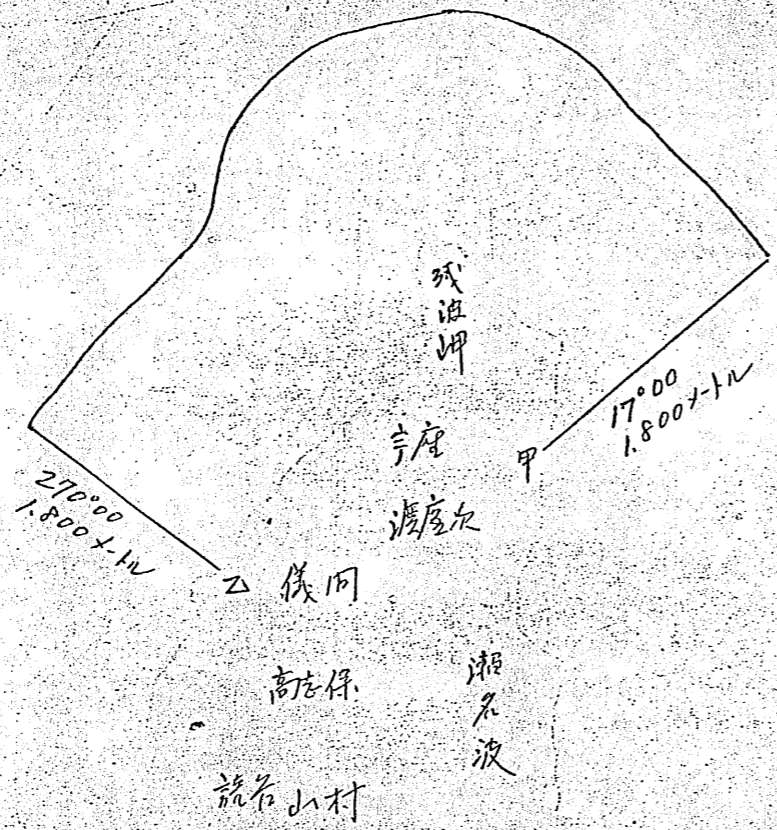
別添第 2

漁業補償請求原因（理由書）

読谷漁業協同組合

読谷村浜波岬の沿岸水域は当組合の重要な漁場でありましたが、1951年10月頃より米軍の射撃演習場に指定され立入禁止地域となつたため漁獲は著しく減少されました。

同海域は、沖縄においても有名であり、当組合の漁獲高の7割は同海域よりの水揚げによるものであります。我々漁民にとって漁場は唯一の生産の場であり、農民が土地を愛するのと同じであります。このように豊かな漁場も米軍の射撃演習によつて荒廃し価値を失つてゐるため水揚げが激減し、我々漁民の生活は極度に衰微の一途をたどつています。以上の理由から零細漁民の生活路を見出すことの出来る補償がなされるべきであると思料致します。



昭和十一年十一月五日
 〇三三六一
 〇三三六一

大島...
 17°00' 1.800+1.12

△ 村...
 〇三三六一

島の位置
 沖...
 点の位置

別添第 2

漁業補償請求の原因（理由書）

与那城漁業協同組合

本村における水産業は古い歴史を有しており、その経営は主として、離島住民による経営で現在組合所属クリ舟 0 3 隻、漁業者 1 5 2 名が漁業に従事しており、本村水産業の伸展を期す意味において各種業態が生産増強に精励しているのとあります。

なお、又組合においては 1 9 5 7 年組織変更以来組合運営の合理化を図る目的で専売事業を開始し、1 9 6 0 年 4 月民政府並びに琉球政府の絶大なる御援助を賜り、中部地区を中心として鮮魚販売事業を実施し、組合運営唯一の財源として企業発展を推進しつつある現状であります。殊に与那半島に点在する 8 離島は、地理的条件から半島半漁によつて島の経済が維持されており、漁獲高の増減によつては、島の経済も大きく左右されるのであります。しかるに米軍の射撃演習が松田演習場を起点として沿岸海域へ頻りに実施され、漸次その着弾範囲を広げつつあることは、漁獲量を減退せしめ、それに伴う離業者を続出させ島の経済に悪影響を及ぼしている現状は誠に遺憾に堪えないのであります。

現在組合運営は貧弱化し、将来の運営が憂慮されるのであります。なお現在頻りに実弾射撃演習が行われている海域は、東海岸で最良の漁場と称され、且つ大自然の漁礁があり、一本づりや網漁業の最適な漁場とされているのであります。

現在実施中の該海域への実弾射撃演習は、下記のような障害を与えていますので、なにとぞ各組漁民の現状を

御賢察下され当該海域への実弾射撃演習の管処方を要望し、併せてこれまでに被った損失の補償を別紙のとおり請求いたしますので、管処して下さるようお願い致します。

記

- 1 魚礁が破壊された。
- 2 魚族の進路が阻止され、魚族が寄りつかなくなつた。
- 3 当該海域での操業が不安になつた。
- 4 生産高が減少し、離業者が続出し、組合運営が不安になつた。

専用漁業場図 縮尺五万分の一
海岸線は最大高潮時海岸線とす

漁場の位置

沖繩県中頭郡与那城村字伊計地先

点の位置

- 基点甲 与那城村字伊計ヘン先
- 乙 与那城村字伊計テード崎
- 丙 アダンナ先
- 丁 城鼻
- 戊 与那城村字宮城阿茂地
- 己 与那城村字泊城鼻
- 庚 与那城村字佐波崎

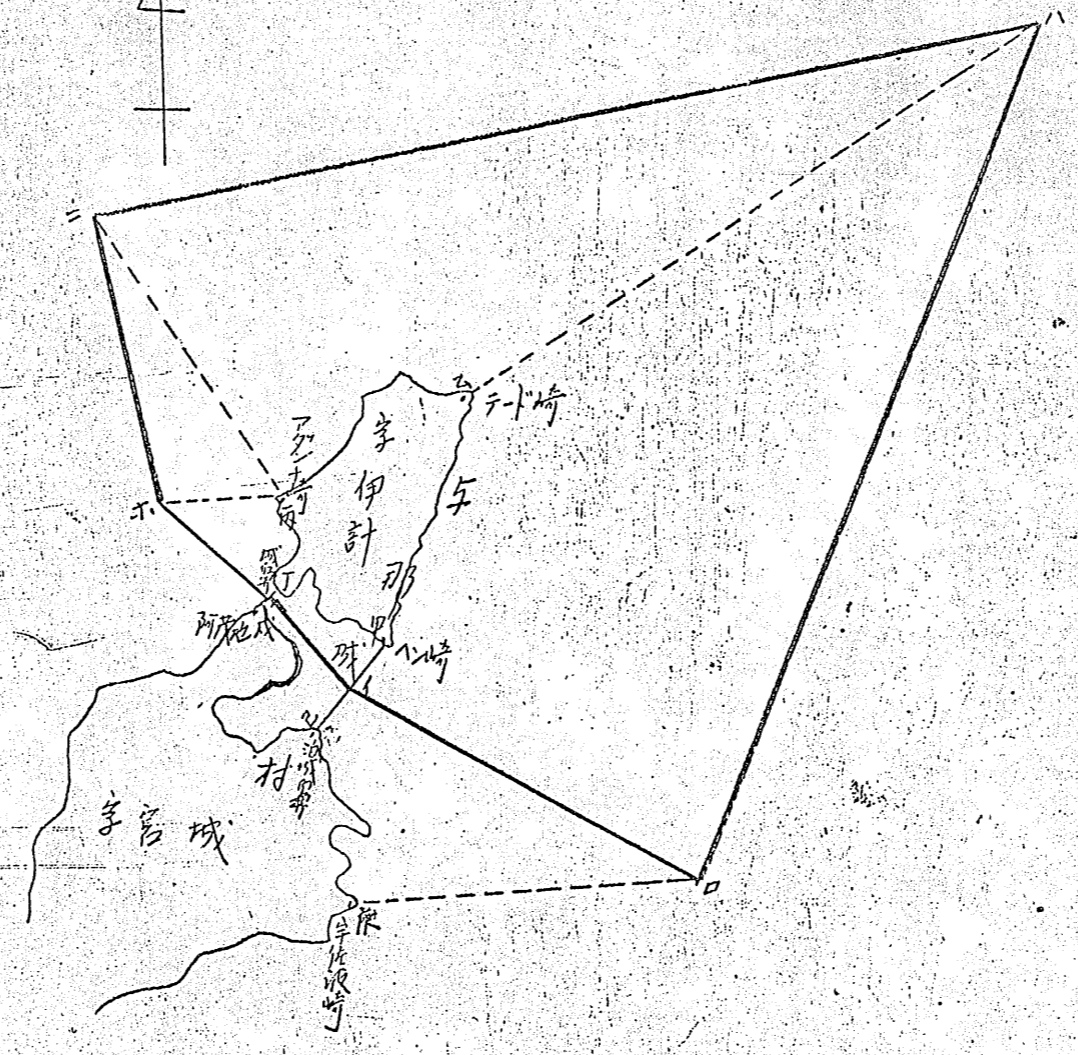
- (イ) 甲乙直線上兩岸の中央
- (ロ) 庚より九〇度二七七八米の処
- (ハ) 乙より六〇度五五五〇米の処
- (ニ) 丙より三三〇度二七七〇米の処
- (ホ) 丙より二七〇度九二六米の処
- (ヘ) 丁戊直線上兩岸の中央

漁場の区域

イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホヘ、ヘイの六直線
と海岸線とに依りて囲まれたる区域

專用測量圖

1
50,000



專用漁業場図 縮尺五万分の一
海岸線は最大高潮時海岸線とす

漁場の位置

沖繩県中頭郡与那城村字平安屋字上原及びひ字宮城地先

点の位置

- 基点甲 与那城村字宮城字佐波崎
乙 与那城村字宮城字泊城崎
丙 与那城村字宮城字阿茂地
丁 与那城村字平安屋西原崎
戊 与那城村字平安屋浜崎
己 与那城村字比嘉平島頂上
庚 与那城村字伊計ヘン崎
辛 与那城村字伊計城崎
壬 与那城村字伊計アダンナ崎

- (イ) 甲より九〇度二七七八米の処
(ロ) 乙庚直線上向海岸線の中央線
(ハ) 丙辛直線上向海岸線の中央
(ニ) 壬より二七〇度九二六米の処
(ホ) 壬より二九八度三六〇〇米の処
(ヘ) 丁より三四〇度四九〇〇米の処
(ニ) 丁より二八一度三三〇〇米の処
(ハ) 平安屋崎浜崎とヤブチ崎との最近距離の中央
(ロ) 戊より一八〇度一〇九〇・九米の処
(ハ) 平安屋島野尻州と浜比嘉島
宜野湾との最近距離の中央
(ニ) 己より七二度三七〇四米の処

漁業区域

イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホヘ、ヘト、トチ、チリ、リヌ、
ヌル、ルイの十一直線と海岸線とに依りて囲まれたる区域

